

第 2 回静岡県栽培漁業推進協議会 会議録

日 時	令和 3 年 3 月 16 日（水） 13:30～14:50
件 名	第 2 回栽培漁業推進協議会
出席者	別添出席者名簿参照
内 容	<p>第 8 次静岡県栽培漁業基本計画策定に向けた第 2 回栽培漁業推進協議会を実施した。</p> <p>1 国の栽培漁業基本方針（案）について 事務局の小泉班長から、資料 1 に基づいて国の基本方針案の新旧対照について説明がなされた。 （意見・質問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の第 8 次基本方針（案）の中で、ゲノム編集技術の利用によって得られた生物であってカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物は種苗放流を行わないとあるが、該当する生物は放流して良いということか。説明をお願いしたい。（渥美委員） ⇒7 次方針と同様だが、カルタヘナ法に規定された遺伝子組換え生物は放流しない。今回、ゲノム編集によって得られた、カルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物についても放流が規制されたということになる。（門奈） ⇒国の基本方針（案）は少々わかりづらい部分もあると思うが、元々栽培漁業は、放流海域の親魚を用いて、親魚を一定の尾数確保することで放流種苗の遺伝的多様性を確保するという方針で行われている。近年、養殖用種苗で遺伝子改変を使った種苗がマーケットに出始めていることから、こういった書き方になったと思われる。（桑田会長） ・ 栽培漁業への外来生物の導入は行わないとあるが、ここでいう外来生物に国内外来種は含まれるのか。（秋山委員） ⇒確認する。（小泉班長） ※後日、水産庁に確認したところ、ここでいう外来生物は、国外由来の生物のことで、国内（由来の）外来種は考慮していないことが判明。 <p>2 第 8 次静岡県栽培漁業基本計画（案）について 事務局の小泉班長から、資料 2 に基づいて静岡県栽培漁業基本計画（案）の新旧対照について説明がなされた。</p>

(意見・質問)

- ・ 遊漁者からの費用負担や、栽培漁業への理解は非常に重要。書きぶりこそ変わったものの、これらが盛り込まれており、良いと思う。コロナがなければ、実際に学校に出向いたり、人を集めての栽培漁業の啓発なども行うべき。漁業者や県漁連も協力できるので、進めてほしい。
(高瀬副会長)
- ・ 関連して、自然環境史ミュージアムとの連携してはどうか。(秋山委員)
- ・ 生物多様性の話が叫ばれる中で、国内外来種の養殖についても今後盛んになっていくと思うが、そのあたりについても今後検討すべきではないか。(秋山委員)
⇒養殖対象種については、今回は省略するが、栽培漁業対象種については、海洋環境の変化を考慮して選定するという文言を今回追加している。その場合、温暖化の影響から、南方系の魚種を放流するという考えもでてくると思うが、その際には十分に検討した上で、技術開発に取り組むかどうか決定したい。(小泉)
- ・ 一般の方への普及啓発だが、沼津分場の再整備の話がある中で、団体で来られると防疫の観点があるため、施設全体が見渡せる仕組みや、水槽にのぞき窓を設置するなどの工夫があると良い。(桑田会長)
- ・ 外来種の栽培漁業への導入は行わないとしているが、南方種等の導入については慎重に検討するという文言を盛り込んではどうか。(板橋局長)
⇒方向性については了解いただき、今後、秋山委員との調整を経て、会長、副会長に相談させていただくこととする。
⇒東京湾でホンビノスが漁獲されたりしている中で、外来種を一律に不可にするのではなく、検討の余地があると良い。(高田委員)
⇒ただいまの意見を踏まえ、表現を修正いただくということによろしいか。(高瀬副会長)
⇒異議なし(一同)
- ・ マダイについて尾叉長17cm以下の採捕自粛の協力要請とあるが、一般の方が放流直後の小さなマダイを大量に釣ってしまう事例がある。基本計画とは関係なく、委員会指示等で強制力のある規制ができないか。
(高瀬副会長)
⇒巻き網、シラス曳き網でも小さいマダイが群れで漁獲されてしまう

	<p>場合がある。漁業者には事前に伝えて逃がしてもらおうようにしているが、強制力のある規制があるとなお良い。(高田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地先種の放流後の調査について、アワビは流通化適正化法によって、正確な漁獲量が上がってくるのではないかと期待しているがこのあたりの文言を追記できないか。(高瀬副会長) ・ 今回の基本計画と直接関係するわけではないが、今後、国がMSYベースの資源管理を推進する中で、マダイについて系群単位で資源状態が良いのであれば放流をやめるべきという議論になる可能性があるが、静岡県が放流したマダイは8割以上が県内で漁獲されており、また、県内の沿岸には稚魚が育つ浅海域が少ないことから、放流は県内の資源造成・漁獲に貢献しているという海域の特性をしっかりと説明していく必要がある。(桑田会長) ・ 南方系魚種や国内外来種の導入について議論があったが、まずはノコギリガザミやクエといった、現状でも生息する魚種について力を入れるべき。(桑田会長) ・ 若干の修正は必要なものの、本基本計画の事務局案を承認してよろしいか。(高瀬副会長) ⇒異議なし(一同) <p>3 今後のスケジュールについて 事務局の小泉班長から、資料3に基づいて説明がなされた。 ⇒特に質疑なし</p> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜名湖地区のクルマエビについて令和3年度は中間育成が壊滅的な結果となった。中間育成の過程での減耗を防ぐためには、漁業者側の工夫も必要だが、もう一つの方法として、大型種苗の生産をお願いしたい。全国的には30～40ミリで放流する県が多く、静岡県の15ミリはかなり特殊な事例。(渥美委員) ・ アサリ漁業が壊滅的な状況の中、養殖用種苗を含めて、稚貝の生産について検討してもらいたい。(渥美委員) <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--